

犬の飼い方～飼い主の義務

飼い犬は繋いだり、檻や家屋に入れて飼いましょう

- 飼い犬の放し飼いは絶対にやめましょう。
 - ・ 他人に危害を与えた場合、全て飼い主の責任となります。
 - ・ 逃げた場合 : 直ちに役場住民生活課住民生活係へ連絡ください。また、近隣住民への声掛けや、捕獲に努めてください。
 - ・ 条 例 : 更別村畜犬取締及び野犬掃とう条例第8条第2項に基づき告示し、離れ犬は捕獲し、場合によっては薬殺することとなっていますので、ご注意ください。



鑑札と注射済票を着けましょう

- 飼い犬の登録時に発行された「鑑札」と、狂犬病予防注射を受けたときに発行された「注射済票」は犬に必ず着けなければいけません(首輪や衣類等が着けやすいです)。
 - ・ 理由 : 登録や注射を済ませている証明となります。
 - ・ 利点 : 迷子になり、保護した時に番号で確実に飼い主の元に帰すことができます。
 - ・ 法律 : 狂犬病予防法第4条3項、第5条3項に定められています。
 - ・ 罰則 : 違反すると20万円以下の罰金に処せられる場合があります。
- ※「鑑札」と「注射済票」は役場住民生活課にて有料で再発行できます。



フンは飼い主が責任をもって後始末をしましょう

- 犬のフンに関する苦情が寄せられています。散歩させるときは、他人の家の前や敷地はもちろん、公園や道路などの公共の場にフンを放置しないようにしましょう。
 - ・ 理由 : 犬のフンが放置されることにより、周辺住民を不快にさせるだけでなく、衛生上もよくありません。一部の心ない飼い主により、犬の飼い主全体が悪いイメージを持たれてしまう可能性があります。
 - ・ 条例 : 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の3により定められています。

若葉町から曙町にかけてのサツチャルベツ川沿いでたびたび犬のフンが放置され、苦情が寄せられています(令和7年度5件)。

これはマナー違反だけでなく、不法投棄にあたり、法律により重い罰則を受けることになる場合があります。そのような行為を発見した場合は相応の対応をさせていただきます。

飼うことができなくなった時は

- 基本的に最後まで責任をもって飼うことが原則です。
 - ・ やむを得ず飼えなくなった場合 : 責任をもって新しい飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからなかったときは帯広保健所に相談願います。
 - ・ 罰則 : みだりに殺傷した場合、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、みだりに虐待したり遺棄した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

